

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等の一部を次の表のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) レブリキズマブ製剤 クロバリマブ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) レブリキズマブ製剤 (新設)